

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 14 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年寒川町規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「165,150円」を「166,950円」に改め、同部2の項中「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「82,580円」を「83,480円」に改め、同部2の項中「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用する。